

■ 国・兵庫県による本校(私立高等学校)授業料支援制度

[令和6年度実績] (年額)

所得判定基準		授業料に対する支援			授業料 実質負担額 (年額438,000円)
世帯の収入 (保護者の合算)	市(町)県民税の課税標準額 ×6%-市(町)民税の調整控 除の額(保護者の合算)	国の就学支援金 A	県の授業料軽減補助 B	計 (A+B)	
590万円未満程度	154,500円未満	396,000円 (基準額+加算額)	42,000円	438,000円	0円 (実質無償)
590万円~730万円程度	217,700円未満	118,800円 (基準額)	120,000円 (130,000円) ※注	238,800円 (248,800円) ※注	199,200円 (189,200円) ※注
730万円~910万円程度	304,200円未満	118,800円 (基準額)	60,000円 (70,000円) ※注	178,800円 (188,800円) ※注	259,200円 (249,200円) ※注
910万円超	304,200円以上	0円 (対象外)	0円 (対象外)	0円	438,000円

- 1 世帯の収入は目安です。支給の判断は、市(町)県民税の課税標準額×6%-市(町)民税の調整控除の額(保護者の合算)によります。
- 2 就学支援金対象者については、基準額は授業料と相殺しています。また加算額は4期に分けて支給します。
- 3 就学支援金・授業料軽減の対象となるのは「授業料」の範囲内です。
- 4 保護者が兵庫県在住で、生活保護世帯または非課税世帯の方に対し、教材費等の教育に必要な経費を支援するための「兵庫県私立高等学校等奨学給付金制度」が設けられています。

※注 扶養するお子様が3人以上の場合、支給単価に10,000円が加算されます。